

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一403	承認日	2005.12.1	1/1
介護居住費・食費減免規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

1 石川勤労者医療協会は「低所得者に対する無料低額診療を行う」ことを目的にして公益法人設立を認可されている。今日の意義と役割はますます重要なものとなっている。また、第2種社会福祉事業「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業」とある。しかし、石川勤労者医療協会の定款に特に定めはない。厚労省は「無料又は低額診療事業の開始に係る社会福祉法人の設立又は定款変更の認可は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、抑制を図るものであること」と通知を出している。

しかし、ご利用者の生活実態は、相次ぐ医療、福祉の後退のなかで経済面での困難な状況はますます深刻な状況となっており、特に2005年10月に実施された、介護保険からの居住費と食費に関する改定にあたっては公益法人として減免制度の整備が必要である。

## 2 減免対象とする費用について

2005年10月介護保険給付からはずされた「私的な契約」についてご利用者の負担の軽減をはかる対応として下記の負担分について減免を行うことができることとする。

施設の居住費 食費

通所系サービスの食費

## 3 対象とすご利用者と減免額

① 生活保護受給者

② 介護保険料の所得第1～3段階の方で生計が困難（社会福祉法人減免の年金収入150万円未満を目安とする）

③ 4段階以上でも、個別の「特別な事情」があると認められる

① ② ③に該当する方で当該施設長が必要と判断した場合 本人又は家族の申請に基づき減免する

減免額は 1/4 とし、ご利用者と協議の上、当該施設長が判断する。

## 4 減免手続

診療費減免規程に準ずる。

## 5 この規程は2005年12月1日より施行する。

関連帳票・文書	居住費・食費減免申出書（本人用）	本部一帳一本事107
	居住費・食費減免申請書（施設用）	本部一帳一本事108
	居住費・食費減免請求書	本部一帳一本事109